

こども未来館利用料金の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こども未来館条例施行規則（平成19年豊橋市規則第58号。以下「規則」という。）の第9条に規定するこども未来館の利用料金の減免措置について、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象及び区分)

第2条 こども未来館の減免対象及び減免区分は別表1のとおりとする。

(市長が定める書類)

第3条 規則第9条第2項第4号に規定する市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証又は同法第104条の4第5号に規定する運転経歴証明書
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (3) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第1項に規定する被保険者証
- (4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項に規定する被保険者証
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項に規定する被保険者証
- (7) その他市長が適当と認める書類

(減額)

第4条 規則第9条第1項第2号アによる減額した利用料金は、こども未来館条例（平成19年条例第30号）別表第2の小人の項に規定する額とする。

(市との協議)

第5条 指定管理者は、この要綱に基づく利用料金の減免の取扱いに疑義が生じたときは、速やかに市と協議するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前において行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に利用料金の減免について承認を受け、又は申請した者の当該利用に係る利用料金の額については、なお従前の例による。

別表 1 (第 2 条関係)

	番号	減免対象	減免区分
まち空間	1	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びこれらの者の引率者	免除
	2	小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の教育活動の一環として利用する児童又は生徒及びこれらの者の引率者	免除
	3	東三河広域連合の交付するほの国こどもパスポートの所持者	免除
	4	入場する日の属する年の 12 月 31 日までに 70 歳以上となる者（市内に住所を有する者に限る。）	1/2 減額
	5	遠足等で団体入場する幼稚園、保育所、児童福祉施設等の児童を引率する教職員	免除
	6	原爆被爆者手帳所持者	免除
	7	豊橋市公の施設の使用手続及び使用料の減免の特例に関する規則第 2 条に掲げる対象者	豊橋ふるさと大使名刺所持者及び同伴者 1 名 1 回まで 免除 留学生豊橋ふるさとパスポート所持者及び同伴者 1 名 延べ 10 回まで 免除
	8	豊橋市消防団員証及び豊橋市消防団員家族施設利用証所持者	免除
	9	あいちウィークの中で毎年度市が定める日に入場する者	免除
	10	その他市長が特別の事情があると認めた者	原則 1/2 減額
専用利用	1	小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の教育活動の一環として利用する児童又は生徒及びこれらの者の引率者	免除
	2	市（市が構成員となっている協議会、実行委員会等を含む。）が主催又は共催により利用するとき	免除
	3	指定管理者が市の承認を得て実施する自主事業	免除
	4	豊橋市学校給食協会、豊橋市国際交流協会、豊橋みどりの協会、豊橋文化振興財団、豊橋市スポーツ協会、以上の公益財団法人が主催又は共催する事業	免除
	5	別表 2 に掲げる団体が、同表に掲げる行事を実施する場合	別表 2 に掲げる
	6	その他市長が特別の事情があると認めた者	原則 1/2 減額

別表 2

番号	団体名	行事名	入場料等の 徴収の有無	減免区分
1	愛知県	東三河フォトコンテスト	無	免除
2	国際ソロプチミスト豊橋	クリスマスコンサート	無	免除
3	豊橋南ライオンズクラブ	夢フェスティバル	無	免除
4	MOA 美術館豊橋児童作品 展実行委員会	MOA 美術館豊橋児童 作品展	無	免除
5	愛知県知的障害者育成会	てをつなぐ	無	免除